

**久留米シティプラザ管理運営改善コンサルティング業務  
公募型プロポーザル実施要項**

**1 目的**

久留米シティプラザ（以下、「シティプラザ」という）は開館から3年が経過し、文化芸術、広域交流、経済波及効果の面での成果が表れている一方、管理運営に多額の費用を要しており、持続的かつ安定的な運営のためには、収支の改善及び市民理解の促進が必要となっている。

本業務は、シティプラザの管理運営の改善に資し、設置目的を踏まえた効果的効率的な施設運営を図るため、ホール・劇場など施設運営に関する専門的な視点でのコンサルティング業務を委託するものである。

**2 業務概要**

(1) 業務名

久留米シティプラザ管理運営改善コンサルティング業務

(2) 業務の内容（別紙1仕様書参照）

① 現状の調査分析と課題抽出

シティプラザの維持管理業務や運営体制、収入確保の状況などについて、設置目的や公の施設としての視点を踏まえた現状分析と課題の抽出を行う。

② 管理運営改善策の提案

上記①を踏まえ、下記の施設運営や経営に関する項目について、具体的改善策の提案を行うとともに、その効果や実効性の整理・考察を行う。

(ア) 収入の確保について

(イ) 支出の削減について

(ウ) その他の管理運営の改善について（利用者サービスの向上や市民理解の促進など）

③ 報告書の作成

上記①及び②について、「久留米シティプラザ管理運営改善コンサルティング業務に関する報告書」を作成する。

(3) 提供資料

選定された事業者には、守秘義務を課した契約を締結した上で、業務に必要なデータや資料等の提供を行う。

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から100日後まで

(5) 成果物

① 提出物

「久留米シティプラザ管理運営改善コンサルティング業務に関する報告書」

② 提出物の規格及び部数

(ア) 紙媒体 5部

(イ) 電子媒体 1部

(6) 委託限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）※限度額を上回る提案は受理しない。

### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人であること。また、共同企業体の場合は、代表構成員が次の各号の全ての要件を満たすこと。

- ① 劇場・音楽堂、公共施設等に関する以下の業務実績のいずれかを有すること。
  - (ア) 施設運営や事業実施に関する業務
  - (イ) 施設の経営や収支の改善に関する業務
  - (ウ) 定性・定量調査及びその分析に関する業務
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・久留米市 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤ 久留米市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 市との協議に柔軟、真摯に対応できること。業務についての守秘義務を遵守できること。

### 4 プロポーザル実施スケジュール

募集要項配布及び質疑受付開始	2019 年 3 月 26 日（火）
質疑受付終了	2019 年 4 月 5 日（金）
質疑回答（予定）	2019 年 4 月 12 日（金）
参加表明書及び提案書提出期限	2019 年 4 月 18 日（木）
プレゼンテーション審査（予定）	2019 年 4 月 25 日（木）
審査結果通知書発送（予定）	2019 年 5 月 7 日（火）
契約内容決定・契約締結（予定）	2019 年 5 月 10 日（金）

※受付時間はいずれも平日 10 時から 17 時までとする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、久留米シティプラザ管理運営改善コンサルティング業務に関する質問書【様式 1】を使用すること。下記の方法により受付し、回答は一括して Web サイトにて回答する。

#### ① 提出方法

持参、もしくは電子メール・ファクスとする。電子メールおよびファクスの場合はい

ずれも送信後、着信確認の電話連絡をすること。電話等による口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

※電子メールでの提出は、Word形式。

② 提出期限

2019年4月5日（金）17時まで（必着）。

③ 提出先

「12 提出・問合せ先」を参照のこと。

④ 質問回答（予定）

2019年4月12日（金）

## 6 提出書類

### (1) 提出書類一覧

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の書類を準備し、作成の上、提出すること。

書類名	提出部数	提出期限
①プロポーザル参加申込書【様式2-1】	正本1部	2019年4月18日(木) 17時まで [必着]
《該当者のみ》共同企業体協定書【様式2-2】	正本1部	
②商業登記簿謄本全部証明書等	正本1部	
③役員等調書及び照会承諾書【様式3】	正本1部	
④納税(滞納なし)証明書	正本1部	
⑤業務実施体制及び業務工程【様式4-1】	正本1部	
⑥業務実績一覧表【様式4-2】	正本1部	
⑦企画提案書【様式5】	正本1部 副本6部	
⑧見積書【様式6】	正本1部	

### (2) 提出書類の留意事項

① プロポーザル参加申込書

【様式2-1】に必要事項を記載し、押印すること。

共同企業体で参加する場合は、【様式2-2】に代表構成員及びその他構成員を記載し、それぞれ押印すること。なお、【様式2-1】には代表構成員の事項を記載し、押印すること。

② 商業登記簿謄本全部証明書等

取得より3ヶ月以内のものであること。

共同企業体で参加する場合は、すべての構成員分を提出すること。なお、構成員に個人事業主が含まれる場合は、身分証明書を提出すること。

③ 役員等調書及び照会承諾書

【様式3】に必要事項を記載し、押印すること。

共同企業体で参加する場合は、すべての構成員分を提出すること。

④ 納税（滞納なし）証明書

以下の所在地区分に応じて、各官庁及び地方公共団体等が証明する書類を提出すること。共同企業体で参加する場合は、すべての構成員分を提出すること。

- (ア) 久留米市内に所在する事業者
  - ・ 法人税、所得税、消費税など国税に未納がない証明（個人の場合「納税証明書その3の2」、法人の場合「納税証明書その3の3」）
  - ・ 法人事業税、個人事業税など福岡県税に未納がない証明
  - ・ 法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税など久留米市税に滞納がない証明
- (イ) 久留米市外で、福岡県内に所在する事業者
  - ・ 法人税、所得税、消費税など国税に未納がない証明（個人の場合「納税証明書その3の2」、法人の場合「納税証明書その3の3」）
  - ・ 法人事業税、個人事業税など福岡県税に未納がない証明
- (ウ) 福岡県外に所在する事業者
  - ・ 法人税、所得税、消費税など国税に未納がない証明（個人の場合「納税証明書その3の2」、法人の場合「納税証明書その3の3」）

⑤ 業務実施体制及び業務工程

【様式4-1】に必要事項を記載し、押印すること。

⑥ 業務実績一覧表

【様式4-2】に必要事項を記載し、押印すること。

⑦ 業務履行に係る企画提案書

正本1部にのみ、【様式5】に必要事項を記載し、企画提案書の表紙とすること（副本には不要）。なお、企画提案書本編の様式は任意とするが、**別紙1**（仕様書）及び下記の「企画提案書の構成とポイント」に基づき作成すること。

[企画提案書の構成とポイント]

区 分	内 容
1 現状分析と課題抽出	シティプラザの維持管理業務や運営体制、収入確保の状況などについての現状分析と課題抽出のための視点や調査項目、分析方法を記載すること。
2 管理運営改善策の提案	下記の施設運営や経営に関する項目について、改善策提案の視点、その提案の効果についての具体的な分析や根拠を記載すること。 ① 収入の確保について ② 支出の削減について ③ その他の管理運営の改善について（利用者サービスの向上や市民理解の促進など）

⑧ 見積書

【様式6】は、本業務に要するすべての経費を見積もり、消費税及び地方消費税相当額を含めた上で記載し、必ず押印すること。なお、各積算項目の内訳についても記載すること。

(3) 各書類提出

提案者は、上記「(1)提出書類一覧」に定めた書類とその部数準備し、提出すること。

なお、提案は各者1案とし、参加資格を確認し、資格を有する提案者の提案のみ審査を行う。

① 提出期限

2019年4月18日（木）17時 必着

② 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、①に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

③ 提出先

「12 提出・問合せ先」を参照のこと。

④ 受領の通知

提出書類受領の通知は、2019年4月19日（金）までに発送する。2019年4月23日（火）を過ぎても受領の連絡がない場合は、問合せ先へ確認すること。

⑤ 留意事項

提出された提案書等は、返還、差替え、変更又は取消しすることができないため、提出する際は、内容に間違いや漏れがないかどうか等を十分に確認して提出すること。

## 7 審査方法

(1) 審査及び評価基準について

プレゼンテーション審査における提案内容の評価を総合的に判断し、本業務に最も適した応募事業者を選定する。提案内容については別紙2（評価基準）に基づき評価を行う。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

① プレゼンテーション実施日（予定） 2019年4月25日（木）

② 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

③ 提案時間 15分以内

④ 質疑応答 10分程度

⑤ 参加人数 2人以内

⑥ 留意事項

プレゼンテーション審査時の資料は、「6 提出書類-（1）提出書類一覧」の「⑧ 企画提案書」のみとする。その他の手段、追加資料は認めない。

(2) 評価点について

本プロポーザル選定委員会が審査ならびに評価点の算出を行い（評価点の最高点は50点）、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者とする。

(3) 選定最低基準点について

評価点の最高点の総合計額の6割（小数点以下四捨五入）を選定最低基準点とし、評価点の合計が選定最低基準点に満たないものは、契約候補としないことができる。

## 8 審査結果

審査の結果については、結果通知書を2019年4月30日（火）に発送する（予定）。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要項で示された条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 価格提案書の金額が、上限額を超過した場合
- ⑦ 複数の提案をした場合

## 10 参加に際しての留意事項

- ① 提案書の作成等に要する費用は、応募事業者の全額負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- ③ 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- ④ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成したものに帰属するものとする。ただし、本市と契約に至ったものが作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、あらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記、又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑤ 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- ⑥ 市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示となる。

## 11 契約に関する留意事項

- ① 受託候補者に選ばれた応募事業者は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものとする。
- ② 本市は受託候補者と久留米市契約事務規則に基づき随意契約を締結する。なお、契約については提案内容と本市の意向について受託候補者と協議調整を行ったうえで締結する。
- ③ 契約交渉が不調に終わった場合、市は、次順位の者を繰り上げのうえ契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- ④ 提案書に記載された事項は、「久留米シティプラザ管理運営改善コンサルティング業務仕様書」とあわせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると市が判断した場合には、本市と受託候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積り金額等の変更を行うことがある。
- ⑤ 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、本市は契約を解除することができるものとする。この場合は、本市は次順位の者を

繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。

- ⑥ ⑤により契約を解除された受託事業者は、解約解除に伴う損害について、本市に対して損害請求できないものとする。
- ⑦ 支払いは、成果物の検収完了後、請求書の提出があった日から30日以内に支払うこととする。
- ⑧ 受託事業者は本業務に関するすべての事項について機密を保持するものとし、他に漏らしたり、または利用してはならない。
- ⑨ 本業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議し、その指示に従うものとする。

## 12 提出・問合せ先

〒830-0031

福岡県久留米市六ツ門町 8-1

久留米シティプラザ（総務課：大宝、益岡）

電話 0942-36-3081（直通）

ファクス 0942-36-3087

電子メール plaza@city.kurume.fukuoka.jp